

令和 8 年 6 月 9 日

## 公募型プロポーザル 説明書

「神戸空港ターミナル機能拡張に係る基本計画策定支援業務」の委託先候補者の選定にあたっては、下記の通り実施する公募型プロポーザルにより行います。

### 記

#### I 一般事項

本業務は、2030 年 4 月を目標とする神戸空港の国際線定期便の就航、及び将来航空需要への対応として、「神戸空港ターミナル機能拡張に係る基本計画」（以下、「基本計画」という。）策定のための調査・分析及び機能拡張を円滑に進めるために必要となる施設整備上の課題等の整理を行うものである。

#### 1. 業務概要

(1) 業務名 神戸空港ターミナル機能拡張に係る基本計画策定支援業務

(2) 業務内容

- ・基本計画の策定支援
- ・基本計画に基づく施設整備を行う上での課題等の整理

※業務の詳細は「業務委託仕様書（資料 2）」の通り

(3) 履行期限 令和 8 年 12 月 28 日

(4) 発注者 神戸市

(5) 委託金額 30,000 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限とする

#### (6) その他

本業務により実施した内容を踏まえ、円滑に事業を進めるため、基本設計業務を本業務受託者との随意契約により業務委託契約を締結することを予定している。ただし、当該業務にかかる予算が議決され、その予算の執行が可能であることを条件とする。

また、基本設計業務の実施にあたっては、設計対象の施設規模等に基づき本業務受託者から予め見積を徴収するが、その見積額が本市で算定する設計予算額の範囲内の場合のみ本業務受託者との協議により契約を行うこととしており、契約を確約するものではない。

## 2. 選定に関する事項

### (1) プロポーザル方式による選定趣旨

本プロポーザルは、基本計画策定のための調査・分析を行うとともに施設整備上の課題等の整理を行う本業務の目的に対する考え方や実施体制等に関する「調査表（様式2）」の提出を受け、本市が当該業務に適した受託者の選定することを目的に行うものであり、計画案を選定するものではありません。そのため、受託者に決定した場合でも、必ずしも調査表の提案内容に沿った計画策定・設計が行われるものではありません。また、本プロポーザルは、工事施工事業者を選定するものではありません。

### (2) 委託先候補者の選定方法

#### ① 評価・選定方法

本プロポーザルの評価は二段階とします。

一次評価では、提出される「参加表明書（様式1）」により「IIプロポーザルの参加条件等」の内容に関する書類審査を実施し、二次評価の対象となるヒアリング対象事業者を選定します。

二次評価では、ヒアリング対象事業者に対し「調査表（様式2）」の作成及び提出ならびにヒアリングへの出席を求め、その後「ヒアリング方式評価要領（資料5）」に基づきヒアリング審査を実施し、最も優れた提案を行ったもの（最高得点者）を委託先候補者として選定します。また、評価得点の順位が第2位の者を次点の委託先候補者として選定します。

（最高得点者が複数者いる場合）

下記の1) から3) の順で1者を選定するものとします。

- 1) ヒアリング方式評価要領中評価項目①における設問1及び2の合計得点が高いもの
- 2) ヒアリング方式評価要領中評価項目①における設問1の得点が高いもの
- 3) ヒアリング方式評価要領中評価項目④の得点が高いもの

（調査表提出者が1者の場合等）

調査表の提出者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立するものとします。ただし、当該提出者から提出された調査表及びヒアリング内容について、ヒアリング方式評価要領に基づき評価を行い、その結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、委託先候補者として選定しません。最低基準点は、調査表及びヒアリング内容の得点の60%に相当する点数とします。

なお、2者以上の場合でも同様の取扱いとします。

#### ② 評価・選定に係る委員会等

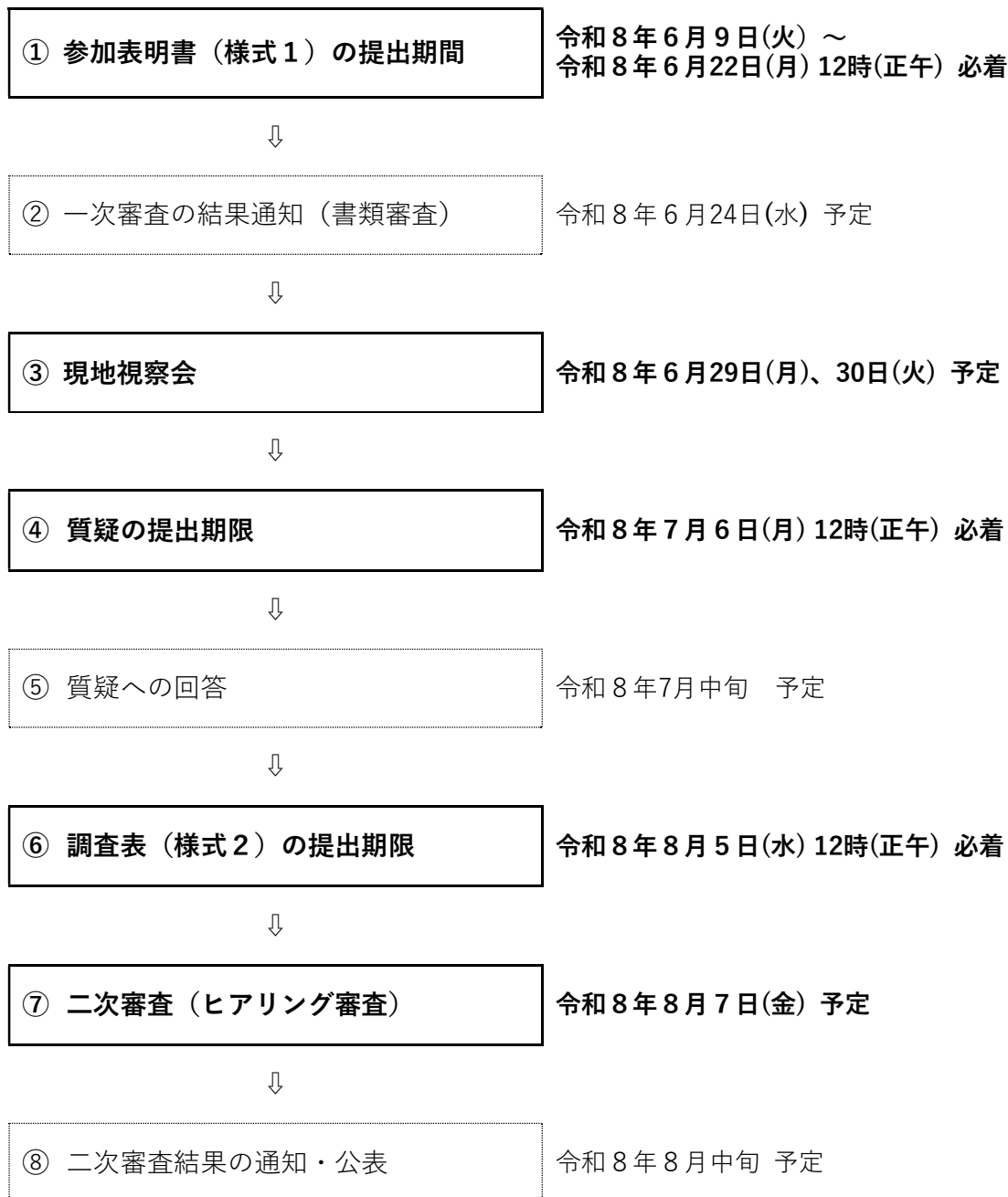
本プロポーザルの評価は、下記の委員で構成される選定委員会が行います。

（選定委員会委員）

※50音順

井上久実設計室 代表	井上 久実 氏
東京科学大学環境・社会理工学院融合理工学系教授	花岡 伸也 氏
公益社団法人兵庫県建築士会 会長	正木 恵子 氏
全日本空輸株式会社 神戸空港所 所長	山下 浩 氏
神戸市港湾局空港戦略部長	笠原 良之 氏

### (3) スケジュール



### 3. 業務委託契約の締結に関する事項

選定された委託先候補者とは、1.（5）に示す委託金額の範囲内で業務委託契約を締結します。何らかの事由により、当該委託先候補者と契約に至らなかった場合には、委託先候補者から除外するものとし、次点の委託先候補者を委託先候補者に繰り上げた上で契約締結に向けての交渉を行います。

なお、委託条件・仕様書等については、契約段階で若干の修正を行うことがあります。

### 4. 事務局

〒650-0046 神戸市中央区港島中町4-1-1 ポートアイランドビル8階

神戸市 港湾局 空港戦略部 空港整備課

E-Mail: kobeairport\_sub@city.kobe.lg.jp

TEL : 078 - 595 - 6269

## II プロポーザルの参加条件等

### 1. 参加形態

以下の（１）に掲げる資格を満たしている単体企業又は、（２）に掲げる資格を満たしている設計共同体であることとします。これらを満たさない場合は、参加者として認めません。

また、参加表明書の受付後から審査・選定までの間に該当した場合は失格とします。

#### （１）単体企業

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 参加表明書の提出時点で神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）による指名停止を受けていないこと。
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生又は再生手続き等をしていないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生又は更生手続き等をしていないこと。
- ⑤ 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）に基づく除外措置を受けていないこと。
- ⑥ 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しないこと。
- ⑦ 国税、地方税等義務付けられている税を滞納していないこと。
- ⑧ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ⑨ 延床面積 10,000㎡以上の交通施設（空港・鉄道・バス・客船）の旅客ターミナル（国内・海外は問わない）の新築・増築・改修工事の設計業務を元請として、2016年度以降（過去10年間以内）に受託しかつ履行した実績を有する設計事務所であること。

#### （２）設計共同体

- ① 「（１）単体企業」に掲げる条件を満たす者で構成された設計共同体であること。ただし、代表設計事務所を除く構成設計事務所については、（１）⑧⑨の条件を除くものとする。
- ② 構成設計事務所として本業務に係る複数の設計共同体への参加をしていないこと。
- ③ 設計共同体は、各構成事務所が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。
- ④ 設計共同体の代表設計事務所は、構成設計事務所の中で、業務分担率が最も大きいものとする。
- ⑤ 構成設計事務所は、本業務の履行に関し連帯して責任を負うこと。

#### （３）参加者の所在地区分による優遇

本市では、地元中小業者の育成や経済の市内循環による神戸経済の活性化の観点から、本店を市内に有する者（以下「地元企業」という。）への優先発注に取り組んでいます。参加者が地元企業である場合は、評価点の加算を行います。なお、設計共同体での参加の場合

は、代表設計事務所又は構成設計事務所に地元企業を含む場合、業務分担率（委託料の配分割合と同義とします。）により評価点の加点を行います。

※本店を市内に有する者とは、参加表明書提出期限において登記簿上の本店所在地が神戸市内にあることをいいます。

#### （４）その他

「参加表明書（様式１）」の提出時点において、令和８・９年度神戸市競争入札参加資格（物品等）を有していない場合は事務局にご連絡下さい。後日、登記簿謄本等を提出していただきます。

## 2. 業務実施上の条件

- ① 管理技術者（※）及び各主任担当技術者をそれぞれ１名配置すること。（重複しての配置はできません）  
※「管理技術者」とは、本業務の管理及び統轄を行う者を言う（以下同じ。）
- ② 管理技術者は一級建築士であり、「参加表明書（様式１）」の提出時点において建築士法第22条の２に定める期間内に同条で定める定期講習を受講していること（ただし、建築士法施行規則第17条の37第１項１ 一級建築士定期講習の項イに該当する場合を除く。）。
- ③ 管理技術者及び意匠分野の主任担当技術者は、提出者（設計共同体の場合は代表設計事務所）の組織に所属していること（参加表明書提出日以前に提出者と連続して３か月以上の雇用関係にあること。）。
- ④ 意匠分野の主任担当技術者の手持ち業務について、携わっている設計業務（本業務と同規模以上のものとし、本業務と履行期間が重複するに契約の業務を含む。）が３件以内  
であること。
- ⑤ 主たる分担業務分野（意匠分野）を再委託しないこと。
- ⑥ 業務の一部を再委託する場合には、再委託先の協力事務所が神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）による指名停止を受けていないこと。
- ⑦ 設計共同体で参加する場合又は再委託先を必要とする場合には、可能な限り地元企業の参画に配慮すること。
- ⑧ 配置予定技術者が国家公務員の場合は、国家公務員法第103条の規定を、地方公務員の場合は、地方公務員法第38条の規定を満たしていること。

### III プロポーザルの手続き等

#### 1. 参加表明書の提出

①提出期限	令和8年6月22日（月）12時（正午） 必着
②提出書類	ア 参加表明書（様式1） イ 管理技術者について次の資格等を確認できる書類（原本の写し等） i) 一級建築士免許証明書又は一級建築士免許証 ii) 定期講習修了証 ウ 設計共同体協定書（様式3）※設計共同体として参加表明書を提出する場合
③提出・連絡先	事務局
④提出方法	「②提出書類ア～ウ（ウについては、押印不要。※押印済みの書面はヒアリング事業者に選定された場合に提出いただきます。）」をPDF形式として電子メールで送付し、電子メール発送後に電話で事務局へ連絡してください。 ※ 電話連絡時間は、祝日・休日を除く月曜日から金曜日までの午前9時15分から12時30分、午後1時30分から6時00分までの間で余裕をもってご連絡をお願いします。 ※ 受理後、受付完了の旨を電子メールで通知します。
⑤作成要領・留意事項	「参加表明書作成・提出要領（資料3-1）」、「参加表明書記載例（資料3-2）」、「設計共同体協定書記載例（資料3-3）」の通り ※ 書類不備により提出期限を過ぎた場合は受け付けできません。

#### 2. 一次審査結果通知

参加表明書を提出した者に対し、一次審査の結果通知書を電子メールにて送付します。

#### 3. 現地視察・図面提供

一次審査を通過した者に対して現地視察会を実施し、本プロポーザルに必要な図面を貸与します。現地視察日などの詳細は、一次審査結果通知に合わせてお知らせします

- ・ 保安区域等セキュリティ上の観点から視察人数を5名程度に制限します。また、視察においては身分証明書の提示が必要となります。
- ・ 図面貸与にあたっては事前に「秘密保持誓約書」を提出頂きます。

#### 4. 質疑と回答

Ⅲ 2. の通知を受領後、本業務の内容や調査表の作成について質疑がある場合は、令和8年7月6日(月)12時(正午)までに、事務局まで電子メールで質問内容を送信してください(様式不問)。ご質問があった場合はすべての質問を取りまとめたうえ回答します。

なお、ご質問がなかった場合は、その旨回答します。

#### 5. 調査表の提出

①提出期限	令和8年8月5日(水)12時(正午) 必着
②提出書類	調査表(様式2)
③提出・連絡先	事務局
④提出方法	「②提出書類」をPDF形式として電子メールで送付し、電子メール発送後に電話で事務局へ連絡してください。 ※ 電話連絡時間は、祝日・休日を除く月曜日から金曜日までの午前9時15分から12時30分、午後1時30分から6時00分までの間で余裕をもってご連絡をお願いします。 ※ 受理後、受付完了の旨を電子メールで通知します。
⑤作成要領・留意事項	「調査表作成・提出要領(資料4-1)」及び「調査表記載例(資料4-2)」の通り ※ <u>提出期限を過ぎた場合は参加辞退とみなします。</u>

#### 6. ヒアリングの案内

原則として、ヒアリングにおける調査表の説明は、管理技術者又は意匠分野の主任担当技術者に行っていただきます。ヒアリングへの出席者は、参加表明書又は調査表に記載のある者のみとします。

なお、ヒアリングを欠席された参加者は、評価対象外とし、本プロポーザルの辞退とみなします。

#### 7. その他

##### (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨など

- ① 本業務において使用言語は全て日本語、使用単位は計量法に規定する計量単位、使用通貨は日本円とします。また、日時については特に断りのない限り日本標準時とします。
- ② 誤字、脱字、誤植、その他の原因により、本説明書の各項目間あるいは仕様書と回答との間で矛盾を生じている場合又は誤解を生じやすいと認められる場合は、速やかに本市へ届けてください。
- ③ 特に断りのない限り、法律行為は到達主義を採用します。また、届出のあった住所地へ

の到達をもって到達があったものとし、設計共同体の場合は、代表設計事務所への到達をもって設計共同体全員への到達があったものとみなします。

## (2) 無効又は失格

- ① 提出を求める参加表明書又は調査表が次の条件の一つ以上に該当する場合には、当該書面を無効とすることがあります。
  - ・提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
  - ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
  - ・記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
  - ・虚偽の内容が記載されているもの。
- ② 選定委員又は事務局もしくは本プロポーザル関係者に対して、本プロポーザルに関する不正な接触を行うなど審査の公平性に影響のある行為があったと認められる場合は失格とします。

また、本プロポーザルの実施期間内外を問わず、本プロポーザルに関する選定委員への直接の問い合わせ等は固くお断りします。

## (3) 記載事項の遵守

参加表明書及び調査表に記載した配置予定の技術者は、病休、死亡又は退職等特別な場合を除き、変更することはできません。

## (4) 工事等受注資格の喪失

本業務受託者は、本業務に係る工事等の入札に参加し又は当該工事を請負うことができません。また、本業務受託者が製造業及び建設業と資本・人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、本業務に係る工事等の入札に参加し又は当該工事を請負うことができません。

## (5) その他

- ① 参加表明書及び調査表の作成・提出並びにヒアリング等に要する費用は、すべて参加者の負担とします。
- ② 適切な提案がない場合等においては、委託先候補者の選定は行いません。
- ③ 提出された書類は、ヒアリング対象事業者及び委託先候補者の選定以外に参加者に無断で使用しないものとします。
- ④ 提出された書類は返却しません。なお、提出された書類は、ヒアリング対象事業者及び委託先候補者の選定に必要な範囲において、複製することがあります。
- ⑤ 提出された書類の著作権は参加者に帰属するものとします。ただし、本市が本プロポーザル結果の公表等に必要な場合には、本市は提出された書類の著作権を無償で使用できるものとします。また、提出された書類は、本市情報公開条例により、個人情報及び参加者の技術ノウハウ、法人等（公共を除く）との契約実績等に関わる部分を除き、原則公開の対象となります。
- ⑥ 本市から提供した資料は、本プロポーザル以外での使用を禁止します。
- ⑦ 本市が委託先候補者を選定した場合は、本市ホームページでヒアリング対象事業者名、

審査結果、選定した委託先候補者名等を公表します。

- ⑧ 参加者は、参加表明書の提出を以て、本説明書及び添付資料に記載の内容について承諾したものとし、審査方法及び審査結果に対する異議申し立ては受け付けません。
- ⑨ 契約は、本市の標準の委託契約約款に基づくものとし、電子契約を原則とします。
- ⑩ 本プロポーザルの参加者は、調査表の提出期間最終日までは、いつでも辞退することができます。ただし、辞退する場合は、辞退届（様式不問）を提出期間最終日までに提出してください。

#### **IV 委託先候補者選定後の提出物**

参加表明書への記載事項を確認するため、委託先候補者として選定された場合、契約締結交渉に先立ち、事務局へ下記資料の提出を求めます。なお、いずれの資料においても、参加表明書との不整合や虚偽の記載等がある場合、あるいは下記に相当する資料を事務局で確認できない場合は、委託先候補の資格を取り消すことがありますので、参加表明書作成時には十分ご注意ください。

- ① 参加表明書に記載している実績について、次の内容を確認できる書面
  - ・設計業務契約（契約書の写し等）
  - ・用途、面積（記載面積の確認できる求積図等）
- ② 参加表明書に記載している配置予定技術者（管理技術者以外）の「資格」を証する書面（写し）
- ③ 参加表明書に記載している配置予定技術者の「CPD実績証明書」（写し）

#### **V Summary**

##### **(1) Subject Matter of the Contract**

Advisory Services for the Formulation of a Basic Plan for the Expansion of Terminal Functions at Kobe Airport

##### **(2) Scope of Work**

This assignment aims to facilitate the commencement of scheduled international flights by April 2030 and to accommodate future air travel demand. It involves the conduct of surveys and analyses necessary to support the formulation of a *Basic Plan for the Expansion of Kobe Airport Terminal Functions*, as well as clearly identifying and systematically organizing issues related to facility development that are necessary for ensuring the smooth implementation of the planned functional expansion.

##### **(3) Contract Period**

Until December 28, 2026

##### **(4) Contracting Authority**

KOBE City Government

(5) **Contract Amount**

Up to JPY 30,000,000(Including consumption tax and local consumption tax)

(6) **Contact Point**

Airport Development and Maintenance Division

Airport Strategy and Development Department

Port and Harbor Bureau

KOBE City Government

4-1-1 Minatojima Nakamachi, Chuo-ku, KOBE 650-0046 JAPAN

E-Mail: kobeairport\_sub@city.kobe.lg.jp

**公募関係資料**

資料1 公募型プロポーザル 説明書 (本資料)

資料2 業務委託仕様書

資料3 - 1 参加表明書作成・提出要領

資料3 - 2 参加表明書記載例

資料3 - 3 設計共同体協定書記載例

資料4 - 1 調査表作成・提出要領

資料4 - 2 調査表記載例

資料5 ヒアリング方式評価要領

参考資料1 技術提案における視覚的表現の取扱いについて

様式1 参加表明書

様式2 調査表

様式3 設計共同体協定書 (設計共同体として参加する場合)